

第2章

調整計画の基本的な考え方

1 市政を取り巻く状況の変化と計画の視点

(1) 第二次調整計画策定に当たっての基本的な考え方

20世紀のわが国は、貧困からの脱出を果たし、経済的な豊かさを実現してきた。しかし、新世紀を目前に控え、これまで当然のように考えてきた右肩上がりの経済成長は完全に終わり、緩やかな成長の時代に入っている。

また、わが国は他の先進諸国でも例を見ない急激な高齢化と少子化が進行している。合計特殊出生率は、1999年には1.34にまで低下した。人口は2007年には静止人口となり、その後は減少し続けると予測されている。

一方、冷戦の終結などによる市場経済の世界全体への浸透や、情報化の急激な進展によりグローバル化が一気に進み、国境を越えて人、もの、情報が、頻繁に行き交うようになった。

さらに、経済的な豊かさ引き換えに、地球温暖化やエネルギー問題等による環境面での制約が生じている。

このような状況は、右肩上がりを前提としてきた人々の価値観や、家族のあり方、働き方などにも大きな影響を与えている。

1) 21世紀初頭の武蔵野市の課題

武蔵野市の人口を推計すると2007年に約136,300人でピークに達し、その後は減少を続け2030年にはピーク時より1万人余りが減少する。【図1】人口構成についてはますます高齢化が進行し、65歳以上の人口の割合は2024年には25%に達する。一方、少子化も進行し（1999年の合計特殊出生率は0.91にまで低下した）、15歳未満の年少人口は長期減少傾向となる。生産年齢人口についても高齢者の増加に相反する形で減少を続け、特に20代と30代の減

少が顕著となる。

これまで武蔵野市は、戦後の急速な経済成長と都市化が進む中で、さまざまな都市問題に直面しながら都市基盤整備や行政サービスの拡充に努めてきた。現在、基本的な行政サービスの量的な面については一定のレベルに達したといえる。今後は、学校・保育園などの再編、都市設備の更新などの取り組みを行うとともに、景観に配慮したみちづくりや市民が相互に支え合う福祉サービスなど、質を高めることによる豊かな都市づ



(注) コーホート要因法による推計。合計特殊出生率は過去3年の実績から全国推計値との差を0.453とし、死亡率は過去3年の実績から全国推計値の86.3%とした。加えて緑町、桜堤公園の建て替えに伴う人口増減を調整した。人口は平成19年(2007年)をピークに減少傾向となり、高齢化率は徐々に上昇し2024年に25%を超えることを推計される。

図1 武蔵野市年齢区分別推計人口

資料：企画部企画課

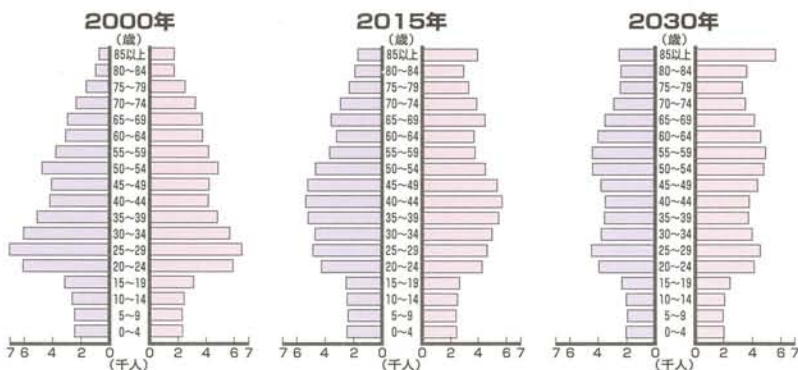


図2 武蔵野市の人口ピラミッドの推移

資料：企画部企画課

表2 市民の要望の高い施策の順位（市政アンケート調査より）

	平成 12年度	平成 11年度	平成 10年度	平成 9年度	平成 8年度	平成 7年度	平成 6年度	平成 5年度
高齢者福祉	1	1	1	1	1	1	1	1
廃棄物対策	2	2	2	2	2	4	3	3
行財政改革の推進	3	3	4	3	-	-	-	-
交通システムや道路環境の整備	4	5	8	8	4	5	4	4
駅周辺の整備・再開発	5	4	5	7	9	10	8	10
市民の健康	6	6	7	4	8	8	7	8
自転車対策の推進	7	9	10	9	5	3	2	2
小・中学校教育の充実	8	11	12	12	14	13	14	14
環境・公害問題	9	7	3	5	6	6	5	5
緑の育成、水系の整備	10	10	9	10	7	7	6	7
災害に強いまちづくり	11	8	6	6	3	2	12	9
子ども施策の充実	12	12	11	13	13	14	13	13
生涯学習の推進	13	13	13	11	11	11	10	11
障害者福祉	14	14	14	14	12	12	11	12
情報化の推進	15	17	17	17	15	15	15	15
市民生活対策	16	15	16	16	16	16	16	16
住宅政策の充実	17	16	15	15	10	9	9	6
産業対策	18	18	18	19	18	18	18	18
都市交流・国際交流の推進	19	19	19	18	17	17	17	17

資料：市民部生活文化課

表3 財政状況の推移（「武蔵野市のバランスシート」より）

年度	人口 (各年度4月1日)人	資産 (A) 百万円	負債 (B) 百万円	正味財産 (C) 百万円	正味財産比率 (C)/(A) %	市民1人当り(万円)		
						資産	負債	正味財産
平成8年度	129,813	210,455	50,210	160,245	76.1	162	39	123
平成9年度	130,664	213,572	49,101	164,471	77.0	163	37	126
平成10年度	130,376	218,733	48,303	170,430	77.9	168	37	131
平成11年度	130,766	222,764	48,300	174,464	78.3	170	37	133

資料：企画部財政課

くりに本格的に取り組むことになる。

21世紀初頭の武蔵野市は、経済の緩やかな成長の中で財源の自然増が見込めず、行政需要の漸増に対応しながら、市民の価値観の多様化にどのように応えていくか、行政の質が問われている。

2) 市政の公平と効率性

公平と効率性は市政の原則である。公平の基本は、市政に対する市民のコスト負担とサービス受益のバランスにあるが、それはハンディを負う市民の保護をきちんと果たすことが前提である。

加えて、このようなフローの観点からの公平性ととどまらず、世代間の受益と負担のバランスにも配慮が必要である。現在のような緩やかな成長の時代は、平成10年度版から開始したバランスシートなどの財務諸表を活用し、長期的な視点で資産の維持形成や将来の世代が負担する負債の状況を踏まえた行財政運営が不可欠である。今後はこのようなデータを、行政評価や計画策定に活用するよう試みるとともに、市民にわかりやすく説明していかなければならない。

第二は効率性の確保である。最少の経費で最大の効果を上げることは地方自治体の当然の責務である。武蔵野市では、これまで、定数削減や事務事業の見直しなどの行財政改革だけではなく、ムーバスやレモンキャブなどの新しい行政サー

ビスの手法を生み出し、潜在的な市民ニーズに効果的に応えてきた。しかし、本調整計画からも明らかのように、高齢者と子どもに向けた対人サービスの必要性は高まる一方である。これら対人サービスは人件費の割合が圧倒的に大きいため、経費の増加が著しい。それは既に市の財政を圧迫しているし、この圧力は今後も増大する一方であろう。そこで徹底してコストの削減に努め、これによってサービス水準を維持し、新たなニーズに対応しなければならない。今後も、既存の行政サービスにおいても、公私の責任領域を再点検するとともに、費用対効果の関係を十分に検討して、行政サービス手法の開発や、使命を終えた事業の廃止、新規事業へのサンセット方式の適用などを積極的に行っていかなければならない。

市政運営の原則である公平や効率性を考える場合には、税制の議論も避けられない。市民の税負担の軽減は重要な課題であるが、他方で国の政策減税による税収減や、社会状況の変化による行政ニーズに対応していかなければならない。起債による補てんだけでなく、環境保全対策のための環境税なども含め、自治の基本に立ち返って考える必要がある。特に、地方分権により市の役割が増大し、自治体の自己決定権と自己責任の範囲が拡大しつつある現在、自治体経営という観点から、このような研究を進める必要がある。

3) 行政サービスの質の向上

今後は、行政サービスの質を高めることによって市民の満足度を高めることが必要である。しかし、多様化する市民のニーズには、均一、画一的な対応を原則とする行政だけで対応できるものではない。そこで個別、選択的な対応が可能なNPOや民間企業と協働するなど、公共サービスの提供を多様なものとして社会の生産性を高めていかなければならない。

武蔵野市はこれまでも、市民や民間企業との協力や、業務の外部化(アウトソーシング)を進めてきた

が、今後は市の機能のウエイトを一層企画・調整に移して、良質で多様なサービスが生まれるための条件整備や、公益活動への支援などの「触媒の役割」を果たすことが求められている。

サービスの多様な選択肢を持つことができる社会にあっては、これらのサービスに関する情報が重要である。それも、単なる一覧リストだけでなく、大事なのはどこかのどれが買い得だとか良質だとかという差別化した情報である。

しかし、このような情報提供を行政に期待することは、公平性などの制約を負っていることから難しい。この点では、NPOなどの市民の自主的な活動が大きな力を持ち得る。そこで、介護保険の個々の

表4 情報公開、個人情報保護条例改正に至る経緯

(○は情報公開関連、□は個人情報保護関連、◆は両方に関連)

	市の動き	国・都の動き
昭和57年1月	□「電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」施行	
昭和58年9月	○市役所2階に市政資料コーナーを設置	
昭和60年3月	□大型汎用コンピュータを導入	
4月		○「東京都公文書の開示等に関する条例」(*)施行
平成元年10月	○「情報公開条例」施行	□「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を施行
平成3年4月		□「東京都個人情報の保護に関する条例」を施行
平成10年9月		○「東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会」から最終提言
11月	◆この間、両条例について、それぞれの庁内プロジェクトチームで調査・研究	○「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)成立・公布
平成11年5月		○「東京都情報公開条例」施行(*を改正)
平成12年1月		
5月	○「情報公開条例改正検討懇談会」から答申 ◆「情報公開・プライバシー意識に関する調査」を実施	
9月	□「個人情報保護条例改正検討懇談会」から答申	
10月		□政府の情報通信技術(IT)戦略本部の個人情報保護法制化専門委員会が「個人情報保護基本法制に関する大綱」を決定

資料：総務部文書課

サービスなどについては、市民の自主的なモニター活動に期待し、それを行政が支援することが期待されている。

(2) 情報公開、市の説明責任と市民参加

武蔵野市の情報公開条例は、平成元年10月に施行して以来、すでに11年が経過し、現在一つの節目を迎えている。当初は、制度の目的や利用についての周知や理解が十分でなく、開示請求件数は多くはなかった。

しかし、北海道や東京都の旅費などで不正支出の実態が開示請求により明らかになった平成8年以降、全国的にこの制度への関心が高まり開示請求件数が大幅に増加した。

情報公開には消極的との印象があった国も、平成11年5月に情報公開法を制定した。また、この10年余りの間に情報公開への市民の意識も変化し、各自治体の情報公開条例にかかる判例や事例も蓄積されつつある。

武蔵野市も、情報公開条例改正懇談会を立ち上げ、条例改正の検討に入り、平成12年5月には、請求権者の範囲の拡大や財政援助出資団体への情報公開の指導など、条例改正の方向が示された。これを受け、12年度に全面改正が行われた。あわせて、これまで対象が電子情報のみであった個人情報保護についても条例改正が行われた。

情報公開に際して、市が現情報公開条例に基づきプライバシーの保護を重視することは当然である。しかし、市政の透明性の本質が、主権者である市民の「納得」の問題である以上、行政の専門家にとって正当な議論であっても、疑問を市民に抱かせることのないように、情報を明瞭に示し、市の側から説明を聞いてもらうという姿勢が必要である。

今後は制度と同時に運用面において、新たな条例の趣旨に沿って実施していく必要がある。そのためには市役所全体で、情報公開に対する意識を前向き



図3 公共サービスの分担の原則についての市民意識

資料：武蔵野市市民意識調査書

に変えていかなければならない。

このような庁内の行政文書の情報公開は、市の説明責任の一部分にしか過ぎない。情報公開の本質は、市政の“全体像”を、主権者である市民に対し、簡明に示し、理解してもらうことと、市民参加を推進する重要な要素である政策情報をいかに提供するかということである。そのためには、積極的に情報公開制度を周知するとともに、市政情報をわかりやすく整理し、タイムリーに提供し、市民と共有する一層の努力が必要である。

武蔵野市では、コミュニティやまちづくりなどにおいて市民参加の実績を豊富に持っている。しかし、行政と市民の役割分担は困難な課題であり、その整理とルールづくりが必要である。特に、環境問題、公園運営、ごみの抑制や消費者問題、高齢者問題、防災など地域の身近な課題では、市民の創意工夫を尊重し、市民と協働していくべきである。

市民参加には、市政の課題に関する情報の整備と公開が不可欠である。多少の時間がかかることになっても、早い段階から行政課題や政策案を示すことで、結果として市民の満足度が高まることになる。既存の地域生活環境指標やC I Mなどの政策情報の提供についても、情報化の進展に応じた充実を図らなければならない。また、市民参加に対するフィー



都市マスタープラン策定に際しての市民参加（「地域別まちづくり会議」）

ドバックについても配慮が必要である。

さらに、地方分権は、自治体に自己決定権の拡大をもたらす。したがって、これまで以上に行政の説明責任を果たすことが求められるとともに、監視機能の強化も必要となる。

今後は市議会や監査委員の監視機能の強化が求められるのはもちろん、実効性のある市民参加の手法の検討も必要となる。

例えば、環境基本計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、都市マスタープランなどの策定、実施、点検にあたっては、当事者を含めた市民参加が不可欠である。

(3) 市民活動・NPO活動の活発化

阪神・淡路大震災におけるボランティアの活躍や、平成10年のNPO（特定非営利活動促進）法の制定を機に、市民みずからによる公益活動への関心が高まってきている。市民やNPOが、行政では提供しきれない、きめ細かな公的なサービス活動などを担うようになってきている。武蔵野市でも、子育て支援などを行うNPO団体や「テンミリオンハウス」や公園などの管理・運営に当たるボランティアグループなど、活動分野や参加市民層などにおいて、これまでにない広がりを持つ活動が活発化してきている。また、環境問題を意識した環境学習グループや

フリーマーケット活動などの活発化も、環境を身近なところからよくしていこうという意識の高まりを表しているものである。

今後は、これまで行政が担ってきた公共課題への対応や公共サービスの提供の分野においても、NPOを中心とした市民活動が、社会的な主体として大きな役割を担っていくことになる。そこで、行政・企業・NPO（市民）の各主体が協働して、さまざまな課題に取り組んでいく必要がある。



託児つきのモーニングコンサートで、NPOが活躍

(4) 地方分権の推進

国は、平成7年7月に地方分権推進法を制定し、地方分権推進委員会の設置、地方分権推進計画の策定を経て、平成12年4月に地方分権一括法を施行した。この分権改革により国と地方の関係が、上下・主従の関係から、制度上は対等・協力の関係へと転換した。機関委任事務制度の廃止や国の地方自治体への関与の限定など国と地方の関係が改革された意義は非常に大きい。

これらの制度改革を受けて、武蔵野市では、手数料徴収条例等の当面必要な条例改正を実施したが、今後はさらに自立性の向上に努め、武蔵野市の実情に合った総合的な行政を、市民の知恵や創意工夫を活かし展開していかなければならない。

今回の改革には、国から地方への財源配分の問題が先送りされるなどの課題が残ったが、その後地方分権推進委員会が、税財源移譲の議論の前提条件を整理し、意見書として提出するなど、今後の地方税財源の充実策について検討を進めているので、この動向を注視していく必要がある。特に、武蔵野市のような地方交付税不交付団体にとって、不利益となることのないよう発言していく必要がある。

また、市と都との関係においても新たな対等・協力の関係を築くことが必要である。都から新たに権限移譲や事務移管の計画が示されているが、権限移譲に伴う財源措置について十分に協議をした上で、移譲等を受けていく必要がある。

機関委任事務の廃止等の地方分権改革は、当初は事務処理上の問題としてとらえられ、大きな影響に見えないかもしれないが、年を経るごとに徐々に分野毎に影響が及び、その対応によって市政運営に大きな違いが生じることになる。したがって、これまでの国や都に準じた慣行による「やり方」を、武蔵野市の行政課題を的確に捉えた体制に変えていく必要がある。

(5) 介護保険に伴う福祉制度の変化

平成12年度に導入された介護保険制度により、従来の公的措置による高齢者福祉の制度が、利用面、財政面で大きく変化した。すなわち、一定年齢以上の者があらかじめ保険料を納め、介護を要する状態になったときに、審査（要介護認定）を受けた上で、サービスの組み合わせ及びサービスの提供を受ける事業者を、みずからあるいは代理人が選択し、利用料を払って購入するという制度となった。

このことは、全国的に見れば、これまでの措置の制度から一般的な社会サービスへ脱皮するのに不可欠で、利用者や（公的）事業者が消費者主権の意識と費用意識を確立するために必要な過程だと思われる。

この介護保険制度の導入により、各市町村はナシ

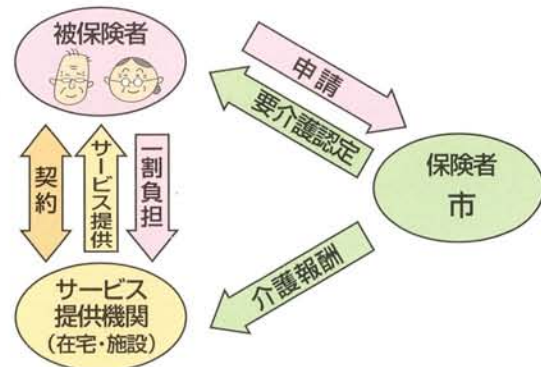


図4 介護保険サービスのしくみ

ヨナル・ミニマムとして社会的に介護サービスを準備する必要に迫られた。しかし、武蔵野市では、相対的に社会的介護が普及しているため、高齢者福祉の水準（種類、量、質）を、むしろ拡充していくことが重要となる。すなわち、要介護高齢者に対するサービスは当然としても、病気やハンディは持つが介護保険の対象とならない高齢者へのサービスをどうするのか、前者と後者の関係をどうするのかなど、高齢者福祉の全体像を描き、その中での介護保険制度の位置づけを明確にしなければならない。

いずれにしても最終的な目標は、元気な高齢者や、多少の病気やハンディのある高齢者を含めた人々全体の自立と社会貢献、いきいきした地域共同体の再生を目指したまちづくりを推進することにある。

この介護保険制度の導入については、非常に複雑でわかりがたい制度の内容や従来の制度との違いを市民に周知し理解してもらうこと、また、介護保険制度自体の欠陥を補うために、要介護認定の方法、介護サービス事業者との連携、サービスの量的・質的保障、利用者の権利擁護、サービスの評価、潜在的な利用者も含めた費用負担の変化への対応などが大きな課題である。

長期的には、多様な選択肢の中から利用者が自由に選べる体制を残した、公費と利用者負担を組み合わせた柔軟な制度を目指すことが望まれる。

(6) 子どもを取り巻く状況と施策のあり方

少子化の傾向は引き続き進行している。0歳から17歳までの武蔵野市の児童人口は、平成7年の20,442人から平成12年の18,128人へと5年間で2,000人以上減少した。また、市立小学校全生徒数は同じ5年間に(5,822人から5,179人へと)643人(市立中学生生徒数と合わせると約1,000人)減少し、学級数も(187から160へ)27(市立中学校の学級数も合わせると36)クラス減っている。

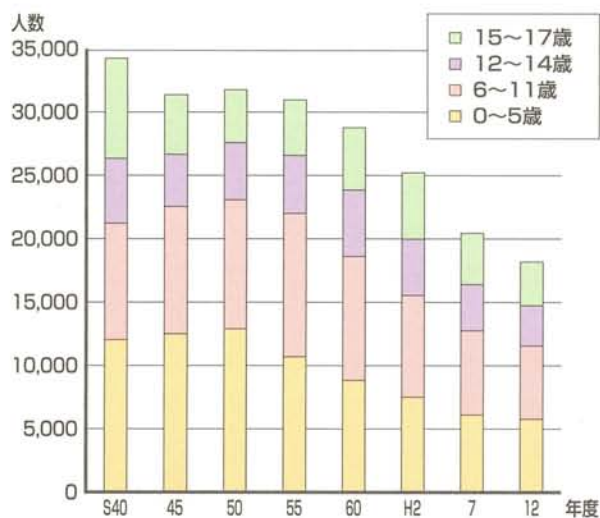


図5 子どもの数の推移

資料：市民部市民課

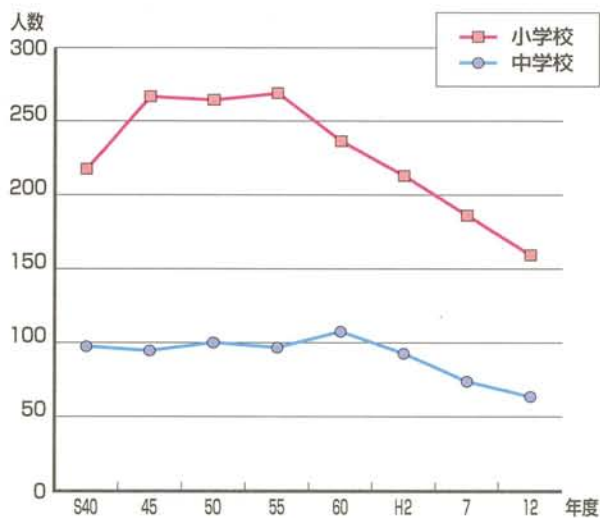


図6 市立小・中学校の学級数の推移

資料：学校教育部学務課



出産をひかえた夫婦を対象とした、このとり学級の実習風景

他方、武蔵野市の全世帯数は年々増加しており、中でも2人以下の世帯数の増加が顕著で、4人以上の世帯数の減少傾向と対照的となっている。

これらのデータは、子どもが、家の中では親以外の家族(兄弟姉妹や祖父母等)と向きあう機会を持たなくなり、家の外でも同世代の近所の遊び仲間たちと本音でぶつかり合う経験を持つことが難しくなりつつあることを、間接的に物語っている。

また、少子化に伴い、親子の関係は緊密化する傾向が見られる一方、育児に慣れず、不安を抱く若い親が増え、特に母子が核家族化の中で孤立しがちな問題や、相変わらずの父親不在の問題、思春期以降の親離れ(子離れ)不全の問題等が生じている。「0123吉祥寺」などの子育て支援施策が専門家の視点を交えつつ、より拡充されていくことが望まれている。

一方、女性の社会的進出はますます拡大し、共働き家庭が増加しているが、そこでは多様な保育施設の拡充を望む声が強まるとともに、子育てを長時間他人に任せざるを得ず、親子が直接に接触する時間が減少していること等に伴う問題も指摘されている。

子ども自身にかかわることとしては、学力や体力の低下、少年犯罪の凶悪化などや、遊びがテレビゲーム

など仮想現実の疑似体験に振り回されがちなことに対し、「心の教育」「体験学習」の必要性等が説かれている。また、子どもを取り巻く自然環境の破壊が問題とされて久しいが、今や子どもの心や身体に対する自然破壊の方にも目を向けるべきときがきている。

こうした状況のもとで子育て・教育施策を推進していくに当たっては、親の側のニーズだけでなく、子ども自身のニーズを理解し重視する必要がある。

特に0歳から4、5歳頃までの乳幼児期における心の安定・基礎的体力充実の重要性は近時指摘されつつあるところである。その後の学齢期においても、子どもたちが信頼できる人間関係の中で心の底の思いを打ちあけられ、また、いわば手足を自由に伸ばして、夢をはぐくみながら各自の個性や能力を縦横に発揮していけるような場と時間とが、適切に与えられるよう配慮されるべきである。

また、子どもの周りには、子育てを支える家族、友人、学校等の教育機関、そして社会が存在し、それらの温かな助けあいの関係の中でこそ、子どもの健全な成長がもたらされるのであるから、市としても、そうした人間関係が良好に形成され、機能していくようさまざまな支援を行っていく。特に、家族の絆に関しては、父親の子育てへの関与が一層重視されるべきことが挙げられねばならない。また、学校教育

においても、自己の学力・知力や体力の充実ばかりでなく、教師や友人との信頼関係の中で、生命や自然や社会を大切にす心、他人の考えや異文化に対しても理解し配慮する気持ちが、体験・交流活動などを通して、はぐくまれることが期待され、そうした倫理観や人間的魅力を備えた人間が正しく評価されるような環境が形成されていくことが望ましい。

さて、子ども自身のニーズの重視は、子ども施策全体の運用に際しての原則である。すなわち、親本位、行政本位の運用に陥ることを戒めなければならない。

市はこれまで長く「全児童施策」を進めてきたが、これは、子ども関連の施設やサービスがとかく制度本位の縦割りになることへの反省に出たものである。何々館、何々園と、該当する子どもの条件を細かく詮索し、結果的には排他的になるアプローチでは、本来生きた存在であり、成長して止まない子どもの生活を十分に受けとめることはできないからである。本計画策定期間には、優先事業も含め、多くの施設やサービスが試みられるが、全児童対策の理念は、これらすべての運用の基本原則となるべきである。

本計画の子ども施策を解釈する際のもう一つの基本原則は「ファミリーフレンドリー」の理念である。この理念においては、根本的に親子の絆を重視し、絆を強く太くすることに主眼をおいた子育て支援を基本的な方向とする。

親子の絆の鍵は、もちろん、親の側にある。核家族化、少子化が進む現在、子育てする親は経験ないままに孤立し、多くの困難と戦わなければならない。共稼ぎ夫婦ではその困難は一層大きい。そこで、その中で子育てに取り組む親に対しては、それぞれの価値観を尊重して、個々の事情に応じたきめ細かな支援を、手厚くする必要がある。

現実にも市は、出産前後の母親が置かれる環境、特に孤立と不安の問題を早くから重視して、いろいろな手を差し伸べてきた。「0123吉祥寺」の誕生もこの線上にある。この伝統は一層発展させるとともに、逆



桜堤児童館で3歳児とその保護者を対象に行われているピッコロ広場

にこの絆を弱める恐れのある施策については、たとえ親の要望が強くても、慎重に取り扱うべきである。

一方で女性の就労は社会の潮流である。また、就労していない母親でも一時保育の必要はあり、リフレッシュ目的の保育への要求も考慮する必要がある。したがって、保育サービスはますます重要さを増してくる。親子の絆を大切にすることと、優れた保育制度を持つことは矛盾するものではなく、両方を並行して進めるべきものである。また、乳幼児期のみならず小学校低学年までの児童に対する施策も一体として考える必要がある。

子どもは小学校に入学する時、大きな環境の変化にさらされる。その折に、受ける保育環境まで激変することは問題が多い。

そこで、施設型保育制度の柔軟で多様な活用、保育メニューの多様化、例えばベビーシッターや在宅保育等、継続性のある保育サービスなどの研究が必要である。また生後しばらくは、親が子どもと一緒に生活することができるような施策が必要である。

虐待する親や子育てに当然な責任を果たさない親の存在という現実がある。これは不幸にしてファミリーフレンドリー施策の前提が崩れているケースである。しかし、このような子どもにこそ、行政や地域が手を差し伸べる必要がある。また、暴力や無責任には毅然とした対応が必要である。

これらの課題を、市は限られた財源および人的資源の枠の中で達成しなければならず、これは容易でない。今後、子育て支援に相応の資源投入が必要であるが、これはあくまで、高齢者や障害者の福祉や、環境、都市基盤など全体のバランスの中で定めるものである。したがって費用対効果の追求が子育て政策メニューにおいても不可欠である。

最後に、男性も女性も仕事や子育てを、それぞれの生き方に合わせて続けていくことのできる環境を整えていくためには、市の施策のみならず、国レベルの取り組みに負うところが多い。そこで、両親に



参加者から「まなこ」の記者が生まれる、ライター養成講座

よる育児休業取得の推進、育児休業中の所得補償の拡大、育児休業終了後の職場復帰の保障といった制度の拡充や、企業内保育所の設置の推進などについて、国や都に要請し、よりよい子育て環境の実現を目指していく。

(7) 男女共同参画

平成11年に施行された男女共同参画社会基本法は、その目的として、「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現すること」を掲げている。また、今後、国や地方自治体の施策の策定や実施に当たっては、男女共同参画の視点が盛り込まれるようにという注文をつけている（同法第15条）。都においても、平成12年に男女平等参画基本条例が施行されており、制度の整備が進められている状況にある。

真に豊かで活力ある社会を実現するには、男女間の対等なパートナーシップを土台に、個々の男女の経済的、精神的、生活的自立が大前提である。日本における社会的慣習として根強く残る性別役割分担の考え方は、ともすれば女性の過重負担を生じている現実にかんがみて、改める必要がある。

そのためには、女性が社会の中で確かな発言力を

持つこと、つまり社会の意思決定の場への主体的参加がなければならない。しかし、政治や職場における政策や意思決定の場への女性の参加はまだまだ充分ではない。法整備がなされた結果、男女差を生み出す障壁は形の上ではすべて取り払われた。これからは、真の男女平等社会の実現を目指して、個人個人が意識の改革に向けて自分なりの手法で取り組むことが求められるとともに、それを後押しする社会的なシステムとしての積極的平等施策(ポジティブアクション=法という積極的改善措置)の導入が図られなければならない。

女性施策は、今や具体的な問題を実質的に解決する時代へ移ってきた。国や都、他の自治体との連携をさらに強化すると同時に、全庁を挙げて女性施策に取り組む仕掛けづくりと、NPOや市民との協働作業の機会を積極的に創設し、市民を巻き込んだ女性施策の推進が大切である。

(8) すべての施策に環境の視点を

私たちは、科学技術の進歩と資源エネルギーの大量使用によって、豊かな生活を享受している反面、人類の存続にかかわる地球環境問題をも引き起こしている。

これらの深刻な課題に対しては、早急に対策をとり、持続が可能な都市づくりを目指し、良好な環境を次世代に継承していかなければならない。

地球規模の環境問題が深刻化する中で、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムやライフスタイルの変革が、今こそ求められている。環境問題はすべての人の生活や健康に直結した問題であり、その要因は日常の生活や通常の業務活動そのものに存在している。

市はCO₂削減やごみ減量など、これまで以上に環境への配慮という視点を、すべての施策・事業に貫くことが求められている。そのためには、公共施設での雨水利用や新エネルギーの活用、緑化の推進など直接的な施策のみならず、教育、市民生活、都市

基盤などあらゆる分野での環境への負荷をできる限り少なくする事業実施への配慮を、息長く続けていくことが求められる。

廃棄物に関しては、循環型社会形成推進基本法のもと、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設廃材リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法などの個別法の整備が進んでおり、市でも、法整備に対応して環境負荷の少ない社会への転換に向けた積極的な取り組みが求められる。

最終処分場問題は、二ツ塚処分場が平成10年1月に受け入れを開始し、市では資源化量も増えてはいるものの、平成10、11年度とも最終処分場への搬入割り当て量を超過している。容器包装リサイクル法に基づくプラスチック容器の分別収集を平成12年7月にスタートしたが、第三処分場の建設が困難な状況の中で、より一層のごみの減量、資源化を促進する必要がある。

これらの問題に対しては、市や事業者が取り組むだけでなく、市民みずからも、毎日のすべての活動が環境に影響を及ぼしているという意識を持ち、緑を増やす、省エネ型の暮らしをする、ごみ分別・リサイクルを徹底するなどの活動を、市や事業者とのパートナーシップを保ちつつ進めていかななくてはならない。



2 優先事業

(1) 高齢者福祉の推進—尊厳を持って地域で生きる

高齢者福祉は、平成12年度に開始された介護保険制度によって、従来からの措置によるサービス体系をどのように編成替えし、同制度をどのように位置づけ、また、全体としてどのような姿となるか、明確にしておかねばならない。

まず、高齢者福祉の理念は、一人ひとりの高齢者が個人としての尊厳を保ちながら、住み慣れた地域でその人らしく、できるだけ自立した生活を楽しく送れるよう、「自立支援・促進型福祉」を推進していくことにある。

「自立支援・促進型福祉」とは、元気で健康な高齢者だけでなく、要介護高齢者、要支援及びそれに近い高齢者、さらに、高齢者を囲む家族が、家庭の中で、また地域（近隣の施設やグループホームを含む）の中で、自分の意思に基づく決定を行い、応分の役割を担い、自分らしい選択ができ、健康で生きがいのある心豊かな生活を送れるための福祉サービスの体系である。

すなわち、【図7】のとおり、住宅、雇用、保健、学びと遊び、そしてこれらを可能にする施設や交通体系を含めた総合的な福祉体系である。冒頭に掲げた介護保険はその一部、すなわち要介護または要支援高齢者とその家族に対し一定のケアを提供するためのものである。それを取り巻いて、日常生活支援事業などの介護保険を補完する施策、ケアハウスなどの福祉施設、利用者保護のための権利擁護事業、グループリビングなどの住宅施策、雇用促進や起業の支援、訪問保健指導などの保健施策、元気な高齢者が健康的な生活を続けられるようなスポーツや学習活動、社会参加を支援するレモンキャブやムーブスなどの交通施策があり、これらの体系を総合的に推進していかなければならない。

特に、多くの元気な高齢者が住みなれた地域でいきいきと暮らすことができるよう、健康増進施策・住宅の施策の整備・雇用や起業の支援を行い社会参加を促進することが、重要な課題である。

そして、このような施策を通して、身近な地域で各人のニーズに応じて、機能回復訓練から社会参加までの一貫した支援を可能とする「地域リハビリテ



図7 高齢者を支える総合的な体系イメージ

資料：高齢者保健福祉計画を参考に作成

表5 具体的サービスの目標値

サービスの名称	平成12年度	平成16年度 目標値
在宅介護支援センター	5カ所	6カ所
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	412人	☆452人
介護老人保健施設	164人	☆175人
療養型病床群等 (介護療養型医療施設)	172人	204人
痴呆性高齢者グループホーム	0カ所	☆3カ所
ホームヘルプサービス (訪問介護)	386,956 時間	☆627,142 時間
ショートステイ (短期入所生活介護・短期入所療養介護)	23,436回	☆29,088回
デイサービス (デイケアサービス)	80,000回	☆93,436回
訪問介護	19,692回	☆28,116回
訪問入浴介護	28,986回	46,379回
訪問リハビリテーション	1,560回	2,982回
日常生活支援事業 生活支援ヘルパー	59,000時間	63,492時間
日常生活支援事業 食事サービス	98,000食	144,230食
日常生活支援事業 生活支援デイサービス	19,344人	22,360人
日常生活支援事業 生活支援ショートステイ	730回	730回
ケアハウス	30人	☆100人
高齢者生活福祉センター	0人	☆40人
高齢者住宅	590戸	800戸
緊急通報システム	80台	500台
徘徊探知機	10台	80台
健康教育	延2,108人 (107回)	延9,215人 (253回)
健康相談	延242人 (59回)	延1,536人 (352回)
機能訓練	5,460人	7,852人
訪問指導	415人	1,435人

資料：高齢者保健福祉計画

☆印は、ゴールドプラン21（国が平成12年度からの5か年間で取り組む高齢者保健福祉の方向について定めるプラン）の数値目標項目である。

*5 地域リハビリテーションとは、保健・医療・福祉サービスの連携を進めることにより、介護保険の給付サービスを含め多様なリハビリテーション機能・施設を、在宅生活において身近な地域でそれぞれのニーズに応じて活用できるようにし、機能回復訓練から社会参加（社会復帰）まで一貫した支援を可能とすることを目的とした事業。

ーション^{*5}」の実現を目指す。

なお、高齢者福祉の施策内容については、個別項目「1 健康・福祉」で詳述する。

1) 介護保険導入に伴う課題とその対応

介護保険制度が、従来のシステムと異なることによる課題と対応は次のとおりである。第一は、介護保険の導入の前提条件として、施設・在宅両サービスの整備を推進することである。現在は、新ゴールドプランの目標値をほぼ上回る整備状況であるが、平成13年度以降に行われる高齢者保健福祉計画の見直しの中で、ショートステイや特別養護老人ホーム、グループホーム及びホームヘルパー等の目標値を再検討する。

第二は、利用者への十分な情報提供である。従来の介護サービスが、ほとんど公費による公的措置の制度であったため、行政が利用者、サービス事業者、サービスの種類と量を決定していた。

しかし、平成12年度から要介護または要支援と認定されれば、利用者本人またはその代理人と事業者とが、自由に契約を結ぶ制度に変わった。したがって、事業者の種類やその提供するサービスの内容と質について、利用者に対して十分に情報を提供しなければならない。

第三は、介護保険の利用者を保護するための施策の推進である。事業者との契約手続が複雑であるため、高齢者自身が契約内容に関して十分に理解できないおそれがある。さらに、サービス利用後に事業者者に苦情を言うことや、事業者を変更することが難しい等の問題が生じ得る。

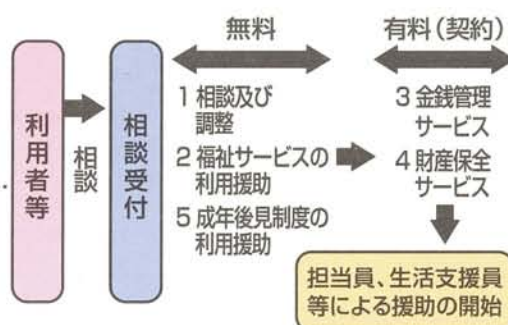


図8 武蔵野市の権利擁護事業の流れ

こうした場合のため、市ではサービス相談調整専門員を配置し、苦情対応・サービスの調整・事業者の育成を、三位一体で行っている。

また、サービスの質の充実を図るため、高齢者福祉総合条例に基づく第三者機関として、「サービス評価委員会（仮称）」を立ち上げる。

これらの施策は、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業、福祉公社を窓口とした独自の権利擁護事業とともに、総合的に展開していく。特に、権利擁護事業については、市として利用促進や支援体制の検討を行う。

第四は、介護保険制度のもとでの質の高い施設運営の維持である。特に特別養護老人ホームの職員配置への配慮や緊急短期入所への準備、痴呆性高齢者のためのグループホームの設置が重要である。

2) 「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」

「障害者福祉計画」の一体的な見直し

平成13年度の地域福祉計画の策定を視野に入れながら、高齢者保健福祉計画・障害者計画・介護保険事業計画については、三計画の一体的な見直しを行い、平成15年度から実施する。

特に介護保険の利用料については現在、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーションについて減免措

置を行っているが、それ以外のサービス、例えば、入浴サービスや施設入所料などに適用するか、持続的な施策とするなら低所得者層に限定するかなど、利用料の減免措置に関する検討が必要である。

また、要介護認定のあり方を含め、現行制度のさまざまな問題や、供給量の見直しが必要である。そのために、現場において指摘された問題点やサービス相談調整専門員が蓄積した情報を有効活用し、介護保険事業の運用状況についての正確な把握を行う。

3) 介護保険制度見直しのための情報発信

介護保険事業計画の見直しとは別に、介護保険制度の抜本的な見直し、社会的介護のあり方に関する情報発信を積極的に行う。

使いやすい簡便で公平な制度にするため、現在の保険制度を将来も継続するべきか、公費と利用者負担からなる制度にすべきか、また、障害者施策によるサービスも介護保険の適用対象とするかなど、介護保障のあり方について、利用者による選択の自由と、それを支える多様で豊富な事業者の確保の視点を踏まえ、検討する。

そして、国及び関係諸機関に対し、制度の改善と改革のための問題提起や必要な提言を行う。

(単位:百万円)

主な事業内容	年度別計画(事業費)					
	13	14	15	16	17	18
世代間交流事業の実施	(5)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
テンミリオンハウス事業の拡充と仕組みづくり	(83)	(100)	(120)	(140)	(160)	(180)
民間活力の活用による居住施策の推進						
起業の支援	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
権利擁護態勢の確立(福祉公社の新たな展開)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
地域リハビリテーション拠点施設整備の検討						
指定居宅介護支援事業者との連携強化	(4)	(4)	(4)			
痴呆発症の予防支援						
痴呆性高齢者への徘徊探知機貸与事業の実施		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
日常生活支援事業の拡充	(446)	(451)	(456)	(460)	(465)	(469)
第三者組織によるサービス評価事業の促進		(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
移送サービス事業(レモンキャブ)の充実	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
地域福祉計画の見直し	(8)					
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直し	(6)	(15)				



セカンドスクールでブルーベリー摘みをする子どもたち

(2) 子ども施策の推進一心・体、家族

明日を託す子どもたちの健全な発育・成長は、社会全体で考えるべき課題である。子どもを取り巻く環境が著しく変化している中で、基礎的体力・知力の充実はもとより、一人ひとりの子どもの個性に満ちた生命の自然が、家庭や学校や地域において、心と身体の両面で伸び伸びとはぐくまれていくことが、今日ますます重要になってきている。

市はこれまでも「0123吉祥寺」、ティームティーチング、セカンドスクール等、特色ある子ども施策を講じてきたが、今後は、父親の子育て参加を促す事業、子どもの発達段階にあった子育ての相談に対応できるシステムの構築、子育て講座の土日開催、子どもの状態に配慮しつつ多様なニーズにも対応していける、柔軟な保育所の運営など、それぞれの生活形態を顧慮した施策を展開し、親が安心して子育てでき、子どもも心の安定を得られるような環境を整えていく。

また、他人や自分の「生命」や「個性」を尊重し合い、それぞれの将来の夢をはぐくみあう環境を、子どもたちの周りにつくることが重要である。そこで、生命の大切さを実感する機会として、幼児期において

は「0123吉祥寺」型の施設、保育所、幼稚園などで動植物との触れ合い体験の充実などを図る。

また、緑の大切さについて体験を通して学ぶために、身の周りの公園や緑の状況を探検しながら観察したり、都内の森林で保全活動にかかわったりすることなどを通して、青少年が緑の大切さについて考える機会をつくるとともに、「子どもの視点」を公園づくりや緑化施策に反映させていく。

学校教育においては、セカンドスクールや職場体験、国際交流、異年齢・世代間交流、動植物との触れ合いなど体験教育をさらに充実させる。

さらに、青少年が気軽に行くことのできる場所や、相談を聞いてもらうことのできる場所・機関が身近に存在していることが必要である。そこで、これまで実施してきている学校施設開放に加えて、放課後や休日における子どもたちの自由な活動場所を、学校施設を有効に活用して整備していくとともに、中高生世代のための青少年センターを設置することを検討する。

また、近年増加・深刻化傾向にあるといわれる児童虐待については、平成6年に国会で児童の権利に関する条約（通称子どもの権利条約）が批准された

(単位:百万円)

主な事業内容		年度別計画(事業費)					
		13	14	15	16	17	18
親子の環境づくり 親も子どもも安心できる	子どもの発達段階に応じた子育て相談システムの構築						
	児童虐待に対応した関係機関ネットワークの構築						
	多様なニーズに対応した柔軟な保育所の運営						
	「家庭における食」の重要性についての情報提供と啓発						
	父親の育児参加を促す事業の実施	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
	子育て講座の土日開催						
自然や命のふれあいの	生命の大切さを社会の中で学ぶプログラムの検討						
	子どもの視点を反映させた公園づくり(プレイパークの新設)	(13)	(200)	(250)	(60)		
基礎的体力と知力の充実	少人数授業や教科担任制の導入(ファーストスクールの充実)		(9)				
	セカンドスクールの充実・発展		(2)		(3)		(2)
	土曜学校(仮称)の開設	(14)					
社会性を高める	職場体験・交流事業などの体験活動の推進						
	余裕教室やランチルームを活用した地域の人との交流事業の推進						
	国内外の友好都市との青少年交流事業の充実						
居場所をつくる	「地域子ども館(仮称)」設置の検討・試行		(42)	(24)	(24)	(24)	(24)
	青少年センターの設置の検討						

ことも踏まえ、電話等で、幼児も含めて子どもが相談をすることのできる体制を整える。

なお、子どもたちの食生活、特に学校給食のあり方をめぐっては、従来からさまざまな議論があるが、子ども一人ひとりの健康面・精神面への配慮とともに、一緒にいる時間が少なくなりがちな現在の家族のあり方を踏まえ、「食を通したコミュニケーションの重要性」に意を注ぐ必要がある。

(3) 武蔵境のまちづくりの推進

武蔵境は、明治22年にJRの前身である甲武鉄道の境停車場が開設されるなど、市内では古くから開発された歴史を持っている。その後大学の開校により学生のまちとして発展するとともに、玉川上水や仙川などの自然と調和した良好な住環境を保持して、現在に至っている。

1) 連続立体交差事業の推進

JR中央線及び西武多摩川線連続立体交差事業は平成18年度の完成を目指して進行している。市は関係機関と協力し、引き続き積極的に推進するとともに、

高架下の具体的な利用方法や、地域の回遊性などを考慮したまちづくり側道の整備についても検討を進める。

また、武蔵境駅では数度にわたる線路の切り替えが行われるとともに、全線にわたり仮線が設置されるなど、事業実施に当たり市民生活への影響が懸念されるため、安全確保や周辺環境への配慮について関係機関に要望する。

2) 農水省食糧倉庫跡地への公共施設建設

農水省食糧倉庫跡地は新しく生まれ変わる武蔵境のまちづくりの拠点として、全市的な、更には広域的なニーズに対応する利用・活用が求められる。整備に当たっては、武蔵境駅南口広場との関連や、連続立体交差事業に伴う高架下の利用を念頭に入れ、北半分には都市計画公園、南半分には武蔵境地域の地区図書館をはじめとした、知・文化・自然・青少年をテーマとする文化施設の建設を進める。

3) 武蔵境駅周辺整備の推進

連続立体交差事業により、武蔵境駅周辺は大きく様変わりする。そのため、鉄道と交差する市道第291



図9 武蔵境駅周辺整備イメージ図

号線・市道第292号線や、北口東部地区区画道路網の整備、北口駅前広場及び都市計画道路3・4・27号線の整備を進める。

また、武蔵境駅の高架化を一つの契機として、市民や地元関係者が、駅を中心としたまちづくりを検討する協議会を結成し活動するなど、積極的な市民

参加が実施されているので、引き続き市民参加による駅舎の検討を進めるとともに、高架下の具体的な利用方法について検討する。さらに、駅周辺商業の活性化、共同ビル化の誘導や景観整備なども進め、武蔵境にふさわしいまちづくりを進める。

(単位: 百万円)

主な事業内容	年度別計画(事業費)					
	13	14	15	16	17	18
JR中央線・西武鉄道多摩川線連続立体交差事業の早期完成	(123)	(581)	(636)	(661)	(718)	(653)
まちづくり側道の整備	(187)	(211)	(211)	(211)	(212)	(214)
農水省食糧倉庫跡地への公共施設の建設	(11)	(65)	(135)	(2,070)	(7,370)	
市道第291・292号線の整備	(472)	(393)	(508)	(160)	(173)	
北口東部地区区画道路の整備	(100)	(103)	(440)	(567)	(435)	(487)
北口駅前広場の整備	(30)	(289)	(204)			
都市計画道路3・4・27号線の整備	(130)	(152)	(212)	(100)	(50)	
住民参加によるまちづくりの推進(武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会等への支援)	(4)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
駅周辺商業の活性化						

(4) 吉祥寺新時代に向けて

吉祥寺は、都心と多摩を結ぶ結節点と井の頭公園の存在という良好な立地条件、精力的に進められてきた都市基盤整備と交通環境の改善などにより、新宿以西では最大の商業地として発展し、半径5 km圏に居住する100万人の生活の核として、大きな役割を担っている。

しかし、昨今の経済の停滞、消費性向の変化に伴う商業の業態変化、競合する周辺地区の再開発などにより、今後とも良好な商業地域としての高い地位を維持できるかどうか問われている。

平成13年には、長らく吉祥寺地区の大店舗の一つとして根づいてきた近鉄百貨店が閉店し、新たな大型店に変わるようになった。今後は、このような激しい業態・業容の変化を的確に見きわめ、さらに魅力ある吉祥寺を創造していく努力が必要である。

そのため、新たな再開発・再整備を行い、さらにまちの魅力、活力を増していくよう努めなければな

らない。

再開発・再整備に向けては、吉祥寺に備わった特性を生かし、多様性に富み個性ある大人の都市文化をはぐくむまちを、「創造」をキーワードに、市民・事業者との連携・協働により形成していく。

吉祥寺駅周辺地区は駅を中心に4つのゾーンから形成されているが、それぞれのゾーンに適した整備を進めていく。さらに、人々が愉しみながら歩き、回遊できるヒューマンサイズのまちであることを念頭に、緑やベンチの設置などによりアメニティ環境を整備し、それぞれのゾーンを有機的に結びつけ、「歩き、愉しみ、考えることのできる居心地のいいまち」を目指していく。

特に東部地区については、これまで比較的地域のカラーが明確になっていなかったため、近鉄の撤退に伴う状況の変化も視野に入れた基盤整備・活性化を推進する。



吉祥寺駅周辺



図10 吉祥寺駅南口交通広場整備イメージ図

(単位:百万円)

主な事業内容	年度別計画(事業費)					
	13	14	15	16	17	18
生活文化産業を中心とした多彩な商業振興	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)
姉妹友好都市アンテナショップの設置	(38)					
新商工会館の文化・情報拠点の整備	(20)	(20)	(20)			
駅北口マーケット地区の整備の検討						
吉祥寺市政センター移転後跡地の検討						
区画道路の整備		(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
環境浄化特別推進地区及び周辺の環境浄化の推進						
住宅街区に配慮した歩行空間整備の検討						
井の頭公園へのアクセス道路の整備	(60)	(80)	(80)	(80)	(80)	(80)
南口交通広場の整備		(1,750)	(1,750)	(100)		
共同荷捌きシステムの検討						

駅南口ではバスの乗降を井の頭通りで行うため、渋滞が発生しているため、南口交通広場を整備するとともに、交通体系の見直しを行う。

(個別ゾーンの計画については個別項目「4 環境・都市基盤(12) 吉祥寺圏の整備」に記載。)

また、吉祥寺駅周辺地区は慢性的な交通渋滞が発生しており、このエリアの発展を阻害する要因ともなっている。そこで、荷捌きシステムやパーク＆ライドシステム等の整備とともに、通過交通とこのエリアを目的とする交通の分離方法について長期的な視点に立ち検討する。

(5) 地域で取り組む環境施策と緑化の推進—地球、自然、循環

地域や国を超えて地球規模で広がる環境問題は、市だけでは解決できない大きな問題であるが、その要因は日常の生活や通常の業務活動そのものに存在している。これを解決していくには、市民や事業者みずから環境に影響を及ぼしているという自覚のもとに緑を増やす、省エネ型の暮らしをする、ごみの減量・資源化を徹底するなどの活動を通じて、地域から地球環境保全の取り組みを進めていかななくてはならない。

1) 環境・ごみ問題への取り組みの強化

今日の地球的課題であるCO₂ 削減・温暖化防止

対策について、市はエネルギー消費の抑制及び循環的、効率的利用の促進、化石燃料から環境負荷の少ない新エネルギーへの転換などに率先して取り組む。また、自治体として地域から行動を起こすための推進計画を策定する。

ごみ減量と資源化を推進するため、ごみの発生抑制を最優先とし、その上で資源の再使用、再利用を進める資源循環型社会への転換を目指していく。そのために、市民・事業者・行政が連携してごみ減量に取り組むアクションプランづくりや、三者が協力できる体制づくりに取り組む。また、資源回収システムの強化、焼却灰の資源化、リサイクルセンターの検討などに取り組み、資源循環型ごみ処理システムの構築を図る。

2) 緑の保全と緑化の推進

緑は市民の生活環境をさまざまな面で支えている。都市の美観を保つとともに、市民生活に潤いと精神的な安らぎを与え、子どもたちに遊び場を提供する貴重な財産である。さらに、火災時の延焼防止効果や災害時の避難スペースとしても必要不可欠である。

また、環境保全の側面からも、地域で実施可能な緑化の推進とともに、広域的な観点による施策の展開が求められている。

武蔵野市は従来より、「武蔵野市民緑の憲章」の制定をはじめとして、市民委員会方式による緑のネットワーク計画など、市民と協働し緑化施策に努めてきたが、相続の発生による土地の細分化の進行などにより、緑の量は年々減少傾向にある。そのため、今後もより一層の施策の充実を図り、公園の新設・拡充、公共のみならず民間も含めた緑の確保や、地域の森づくりなどにより、緑をはぐくむ都市環境の創出に積極的に取り組む。そして、これらの緑化の推進と緑のネットワーク化を通じて、市内に「緑の帯」を形成していく。



市内に流れる玉川上水や仙川、千川上水は貴重な水系であるので、生態系などにも配慮し、積極的に保全・再生する。

また、市域の緑地保全のみならず、広域の環境保全の見地から、荒廃しつつある近郊地の森林を保全するための事業に参画する。

(単位:百万円)

主な事業内容	年度別計画(事業費)					
	13	14	15	16	17	18
公共施設等への新エネルギーシステムの導入	(33)					
地球温暖化防止対策推進計画の策定						
資源循環型社会への転換を目指した市民・事業者・行政の協力関係の構築						
ごみ処理過程で生じる環境負荷の低減(低公害自動車の導入、クリーンセンターの環境対策)	(30)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)
資源回収システムの強化						
焼却灰の資源化						
リサイクルセンターの検討						
プレイパークの新設	(13)	(200)	(250)	(60)		
既存公園を中心としたネットワークづくり	(15)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)
借地公園の恒久化						
民有地の緑の保全と緑化の促進	(24)	(25)	(25)	(25)	(25)	(25)
緑のリサイクルシステムの構築	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)
「むさしの自然環境センター(仮称)」の設置		(1)	(1)	(1)	(2)	(2)
「むさしのグリーントラスト(仮称)」の設立						
仙川水辺環境整備の推進	(57)	(55)	(55)	(55)		
玉川上水の景観の保全		(2)				
森林保全事業への参画	(4)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)